



森友学園への国有地売却をめぐる公文書書き換え」と並んで今、新聞の紙面を賑わせているのは、政治家の文科省への「照会」を契機とする、同省の名古屋市教育委員会への市立中学校の授業内容に関する「質問」である。もちろん、前川喜平・前同省事務次官を授業の講師としたことへの評価はさまざまありうるだろう。しかし、人選の可否と文科省が授業内容に口を出せるかは別の問題であり、

## 文科省の市教委への関与問題

# 教育と

# 教育行政の峻別を

しゅんべつ

明確に区別する必要がある。というのも、後者については法的ルールが存在するからである。「教育の憲法」とも呼ば



名古屋経済大学法学部教授  
門協 美恵

かどわき・みえ 行政法。名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程単位取得満期退学。博士(法学)。1977年生まれ。

れる教育基本法は、「教育団体が積極的に活動することは、不当な支配に服することが必要になる。このようにとなく…行われるべきものであり、教育行政は…公正かつ適正に行われなければならない」(16条1項)と定め、教育の中立性・不偏不党性と教育行政の公正性・適正性を要請する。「不当な支配」の主体には、社会の個人・団体だけではなく公的機関も含まれ、教育行政機関もその例外ではない。したがって文科省による市教委への「質問」も同法の「不当な支配」に該当すれば違法となる。もっとも同省は教育行政機関であるため、「質問」が正当な教育行政活動であるのか

このような教育行政の原則は現に2006年改正前の教育基本法においては明確文化されており、教育行政の目標として「必要な諸条件の整備確立」が明示されていた(旧10条2項)。教育を受ける権利の性質が変わらない以上、現行法も上記原則の内容を否定するものとは解し難い。

「不当な支配」であるのかは、一見して判断し難い。そこで、本稿では教育行政の存在意義、すなわち教育を受ける権利の実現という観点に立ち戻り、この点を考えてみたい。

憲法26条は基本的人権としてすべての国民の教育を受ける権利と無償の義務教育を保障している。この権利の実現には教育活動自体についての自由・自主性を尊重しつつ、教育諸条件の整備のために国・地方公共

教育関係法の改正、学習指導要領の改訂、学校式典における国旗国歌をめぐる問題など、教育をめぐる論点は数多い。今回の騒動を、私たちが教育について「教育を受ける権利」に立ち戻り再考する契機としたい。

